

加西市  
パートナーシップ・ファミリーシップ  
届出制度の手引き



令和8（2026）年4月

# 目次

1	パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について・・・	1
2	届出することができる人	・・・ 2
3	届出をするには	・・・ 4
4	届出に必要なもの	・・・ 5
5	再交付・内容変更・返還について	・・・ 7
6	パートナーシップ届出制度に係る 自治体間連携ネットワークについて	・・・ 8
7	届出をすることで受けられるサービスについて	・・・ 9
8	Q&A	・・・ 10

# 1 パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について

加西市では、令和4年4月に「加西市誰もが性差にとらわれず共に生きる社会づくり条例」を施行するとともに、第3次男女共同参画プランにある「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の視点をもって、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりの多様性を認め合い、共に支え合う共生社会の実現に向け取り組んでいます。

その取り組みの一環として、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を導入します。

この制度は、加西市が規則に基づき行うものであり、法的拘束力はありません。しかし、制度の導入によってお互いを人生のパートナー、そして家族として尊重し合いこれからも加西市で自分らしく暮らしていくことができるよう支援するとともに性的マイノリティの方への社会的理解が進み、多様性を認め合うことにより、誰もが自分らしく生きることができる共生社会の実現をめざします。

## 2 届出することができる人

◆パートナーとしての届出をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

○成年であること

未成年の人は届出することができません。

○性的マイノリティ当事者であること。

性的マイノリティとは、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者のこと

○どちらか一方が、加西市民であること、または加西市へ転入を予定していること  
届出日当日に加西市民である必要はありませんが、加西市へ引っ越し後14日以内に転入したことがわかるものを提出または提示していただく必要があります。

○結婚していないこと

○届出する相手方以外の人とパートナーシップ関係にないこと

○届出者同士の関係が近親者でないこと

民法の規定により婚姻をすることができない関係にある人と届出をすることはできません。

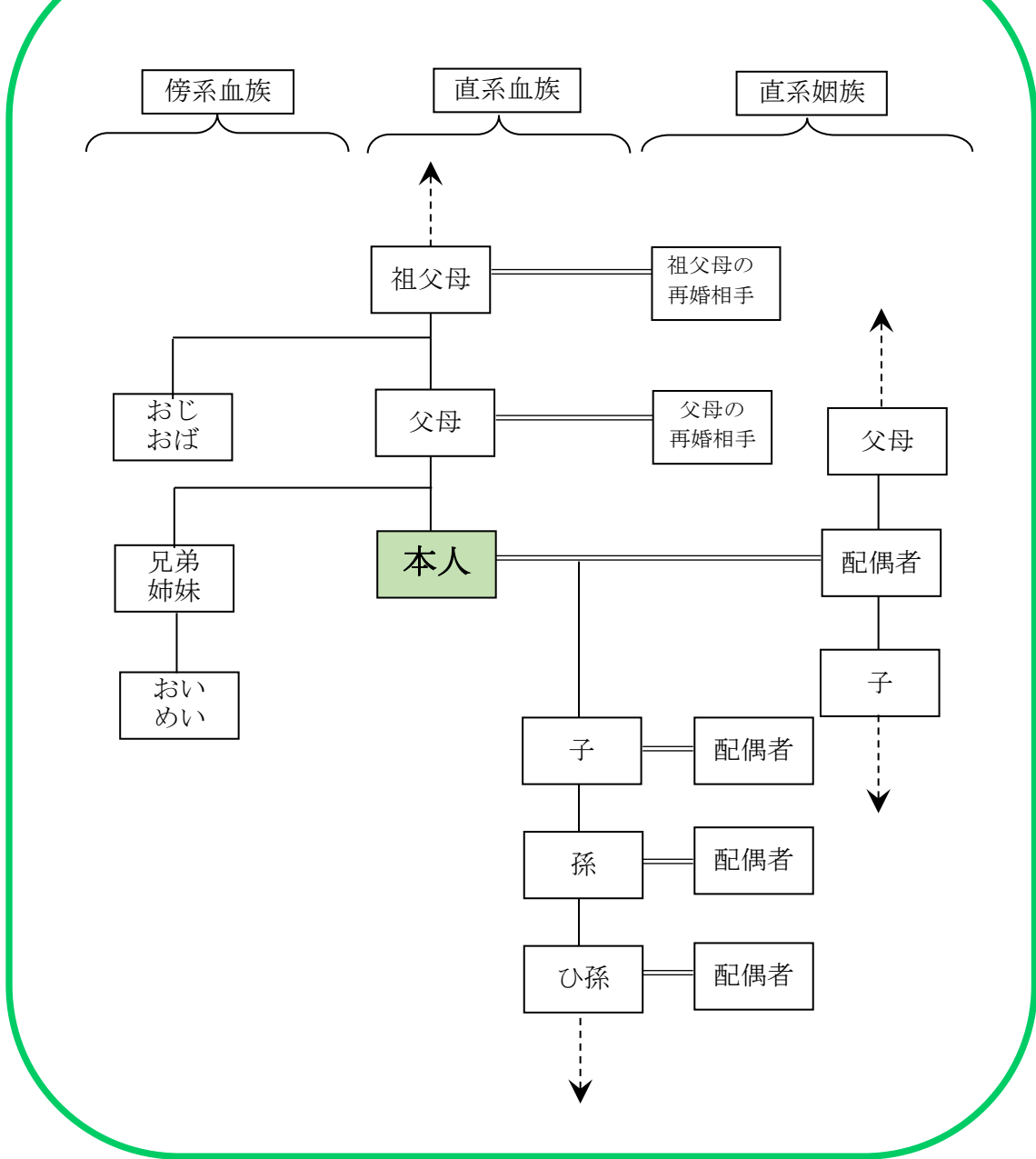
(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある場合等。次ページの図を参照)  
ただし、届出者同士がパートナーシップ関係に基づく養親と養子の関係にある場合については、届出をすることができます。

◆ファミリーシップも一緒に届出をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

○パートナーシップ関係にある者の子又は親であること

○ファミリーシップ対象の子又は親が15歳以上の場合は、本人の同意があること

パートナーシップの宣誓をすることができない者（近親者）



※個別の事情について相談したい場合は、まちづくり課へご連絡ください。

### 3 届出をするには

届出から届出書受領証・カード交付までの主な流れは以下のとおりです。

#### (1) 申請に必要な書類の提出

申請に必要な書類を、まちづくり課へご持参の上、提出してください。申請に必要な書類は次のページをご参照ください。

【提出先・問い合わせ先】 〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地 加西市役所地域部まちづくり課 TEL:0790-42-8706 FAX:0790-42-8745 E-mail : machi@city.kasai.lg.jp
--

#### (2) パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証・

#### パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証カードの受領

届出書受領証等の交付につきましては、申請から3、4開庁日程度かかります。準備ができ次第お電話でご連絡いたします。

届出書受領証等を取りにくる際は、本人確認が必要となりますので、届出日に提出した本人確認書類の原本を持参の上、お越してください。

※交付できる日時は、平日の午前9時～午後5時です。

※ご希望に応じて個室での対応も可能です。事前にご連絡ください。

## 4 届出に必要なもの

届出には以下のものが必要となります。

### (1) 申請に必要な書類

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ届出書  
必要事項を記入してください。  
※届出日は、届出書に記入された日となります。
- ② パートナーシップ・ファミリーシップ届出に関する同意書  
15歳以上の子又は親を含めて届出する場合は、本人の同意が必要です。
- ③ パートナーシップ・ファミリーシップ届出にかかる確認事項  
確認項目を全てチェックの上、必要事項を記入してください。
- ④ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）  
1人1通ずつ必要です。  
※本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。  
※同一世帯になっている場合は、2人とも記載されているもの1通で構いません。  
※加西市に転入予定の場合は、まちづくり課にご相談ください。
- ⑤ 全部事項証明書（戸籍謄本）（3か月以内に発行されたもの）  
1人1通ずつ必要です。  
※独身であること及び届出をする2人が近親者でないことを確認するための書類です。独身証明書や個人事項証明書（戸籍抄本）では審査できませんのでご注意ください。  
※子又は親を含めて届出する場合には、親子関係の確認をします。  
※全部事項証明書（戸籍謄本）は、本籍地の市区町村で発行できます。郵送で取り寄せることも可能です。また、令和6年3月より戸籍の広域交付が開始され、最寄りの市区町村の窓口でも発行できるようになりました。詳しくは最寄りの市区町村へお問い合わせください。  
※外国籍の人は、配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明・家族関係証明書など）を本国で発行してもらい、日本語の翻訳を添えて提出してください。
- ⑥ 本人確認書類の写し（戸籍法施行規則11-2に基づく）  
それぞれに本人である確認が必要です。  
※個人番号カード（通知書は不可）・運転免許証・旅券など。または、官公署が発行した免許証、許可証、資格証書等で、本人の顔写真が貼付されたものの写しなど。

## (2) 届出書受領証交付時に必要な書類

### ○本人確認書類

届出日に提出した本人確認書類の原本を提示してください。

※代筆者の本人確認も必要です。

#### 届出書（見本）

#### 届出書受領証（見本）

#### 届出書受領証カード（見本）

(表面)

(裏面)

戸籍上の名前（通称名を使用している場合）
子又は親の名前
特記事項
このカードは、お二人が、互いを人生のパートナーとして尊重し、協力しあう関係にある旨の届出をされたことを証明するものです。このカードの掲示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。また、この制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。

## 5 再交付・内容変更・返還について

### (1) 再交付について

紛失、き損、汚損等の事情により再交付を希望される場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証等再交付申請書を提出してください。申請から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

※下記のとおり再交付したことがわかるように記載します。

- 「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証」
  - 証明書の右上に「再交付」の文字を四角で囲って記入
- 「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証カード」
  - 裏面の特記事項欄に「再交付： 年 月 日」と記入

### (2) 届出内容の変更について

届出をした内容に変更が生じた場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届を提出してください。

変更後の内容で、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証カード」を再交付します。届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

※(1)と同様に再交付したことがわかるように記載します。

### (3) 返還について

次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証等返還届を添えて、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証カード」を返還しなくてはなりません。

- 当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき
- 双方が市外へ転出したとき(協定自治体間への転出を除く)
- 届出者の一方が死亡したとき
- その他、届出要件に該当しなくなったとき

## 6 パートナーシップ届出制度に係る 自治体間連携ネットワークについて

自治体間連携ネットワークは、性的マイノリティのカップルという共通の対象者の利便性を図る制度です。ネットワークを構成する自治体においては、パートナーシップ届出（宣誓）書受領証の交付を受けた者の構成自治体間での住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続きの負担軽減を図ります。

※パートナーシップ連携自治体については、兵庫県のホームページをご覧ください。  
「パートナーシップ制度自治体間連携について」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/partnershipnetwork.html>

### (1) 連携自治体からの転入手続き

転入手続きには以下のものが必要となります。

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ届出申告書  
※本申告書に基づき、氏名・通称名・旧住所及び本市受領証の交付日について、提出された受領証等を添えて転出元自治体へ通知することに同意が必要です。
- ② 転出元の自治体で交付された「届出（宣誓）書受領書等」（2人分）
- ③ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）  
※1人1通ずつ必要です。同一世帯となっている場合は、2人とも記載されているもの1通で構いません。  
※本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。
- ④ 本人確認書類の写し

### (2) 届出受領証等の交付

受領証には、加西市で交付した交付年月日を記入します。中央部分に「届出日：年 月 日」として当初の届出日を記入します。受領証カードの表面には、加西市で交付した交付年月日を記入します。裏面の 特記事項欄に「届出日：年 月 日」として当初の届出日を記入します。

### (3) 連携自治体への転出手続き

協定書を締結している自治体に転出し、引き続きパートナーシップ届出（宣誓）制度を利用する場合は、加西市で交付した受領証等を返還する必要はありません。転出先の自治体で手続きを行ってください。

## 7 届出をすることで受けられるサービスについて

兵庫県パートナーシップ制度、加西市のパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度いずれの届出でも受けられる加西市の行政サービス一覧

行政サービス等の名称	対象・適用内容	問い合わせ先	受領証等がなくても利用可能	県制度で市町サービス等の利用の可否
加西病院における病状説明、手術等の同意における患者の家族としての扱い	病状説明、手術等の同意	市立加西病院 Tel0790-42-2200	○	○
市営住宅への入居における同居者	入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	施設管理課 Tel0790-42-8750		○
新婚世帯向け家賃補助制度	市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助する	ふるさと振興課 Tel0790-42-8764		○
結婚新生活支援事業	新婚世帯に対して、新居の敷金・礼金や引越費用の一部を補助する	ふるさと振興課 Tel0790-42-8764		○
若者定住促進補助制度	加西市内に住宅を新築または購入し居住する若者世帯や子育て世帯に対し、補助金を支給する	ふるさと振興課 Tel0790-42-8764		○
犯罪被害者等支援金		防災課 Tel0790-42-8751		○
災害弔慰金、災害見舞金		防災課 Tel0790-42-8751		○
DV相談		DV相談室 Tel0790-42-8736	○	○
母子手帳の交付		健康課 Tel0790-42-8723	○	○
プレママ教室への参加		健康課 Tel0790-42-8723	○	○
パパママクラブへの参加		健康課 Tel0790-42-8723	○	○

※市町のパートナーシップ証明書等でも、県の行政サービスが利用できます。詳しくは県のホームページをご覧ください。

「兵庫県パートナーシップ制度で利用できるサービス」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/partnershipservice.html>

## 8 Q&A

### Q 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

A ご希望に応じて個室での対応も可能です。提出された書類や、記載されている内容等の大切な個人情報、厳重に保管し、本人の同意なく外部に提供することはありません。

### Q 届出に費用はかかりますか？

A 届出書の提出や、届出書受領証等の発行に費用はかかりません。ただし、届出の時に提出していただく必要書類の発行には手数料が必要です。

### Q パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度と結婚はどう違うのですか？

A 結婚は法律に基づき行われるもので、法的な家族となり、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。  
一方、加西市のパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、規則（市の内部規定）に基づいて行われるものであり、法的な効力はありません。また、届出を行ったことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

### Q 法的効力がないのに、なぜこの制度があるのですか？

A この制度は、お二人のパートナーシップの関係を尊重するものです。この制度をきっかけとして、性的マイノリティに関する社会的理解が進み、パートナーシップ・ファミリーシップが尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

### Q 事実婚の場合は、パートナーシップの届出ができますか？

A この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人を対象としているため、異性愛のみの事実婚のお二人は届出ができません。

### Q パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A 結婚に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約を結ぶ方法があります。詳しくはお近くの公証役場へお問い合わせください。

### Q 同居の親と未成年の子どもがいます。子どもだけをファミリーとして一緒に届出することはできますか？

A パートナーシップ関係のお二人の意思により子どもだけファミリーの手続

きをすることができます。ファミリーを証明するための受領証等を所持するのはパートナーのお二人だけです。ただし、15歳以上の子や親の場合は、本人の同意が必要です。

Q 加西市民でないと届出できませんか？

A いずれか一方が、市内へ転入を予定している方であれば届出できます。転入予定で届出した場合、引っ越してから14日以内に加西市に転入したことがわかるもの（住民票の写し等）を提出または提示してください。

Q 通称名を使用できますか？

A 社会生活において日常的に使用している場合は通称名を使用できます。パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証等の裏面に戸籍上の名前を記入します。

※通称名とは…戸籍等に記載されている名前（本名）とは別に日常的に使用している名前のこと。外国籍の人が使用している日本名や、性別違和の人が使用している自分が思う性別にあった名前など。

Q 届出書受領証等はすぐにもらえますか？

A 申請から2、3日程度かかります。ただし、申請書類に不備があった場合は、受領証等の交付が遅くなりますのでご了承ください。

Q 受領証はどのように利用できますか？

A 届出に法的な効力はありませんが、届出書受領証・カードを提示することにより同居親族としての市営住宅の入居申し込みなど、パートナーやファミリーシップの関係にある近親者の利用できる行政サービスがあります。

また、携帯電話の家族割や生命保険の受取人の適用など、利用できる民間サービスもありますので、各事業者にお問い合わせください。

Q 加西市外へ引っ越しすることになったときはどうしたらいいですか？

A お二人とも加西市外へ転出される場合、届出書受領証等を返還していただくこととなります。（パートナーシップ制度自治体間ネットワークに基づく連携自治体への転出を除く。）その際は、加西市で交付した受領証等を返還する必要はありません。転出先で手続きを行ってください。なお、どちらかお一人だけが加西市外へ転出される場合は、次のQ&Aを参照してください。

Q 加西市内で引っ越しすることになったときはどうしたらいいですか？

- A どちらかお一人またはお二人とも市内で住所が変更となる場合、届出内容に変更が生じることになりますので「パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届」を変更内容がわかる書類と合わせてご提出ください。  
どちらかお一人だけが加西市外へ転出することになった場合も同様の手続きが必要です。

Q パートナーシップ関係を解消するにはどうしたらいいですか？

- A パートナーシップ関係を解消した場合、届出書受領証等をお二人とも返還していただきます。パートナーシップ・ファミリーシップ届出書受領証等返還届に必要な事項を記入し、一緒にご提出ください。

【問い合わせ先】

〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地

加西市役所地域部まちづくり課

TEL:0790-42-8706 FAX:0790-42-8745

E-mail : machi@city.kasai.lg.jp

